

工事請負代金債権を活用した融資制度に係る債権譲渡の取扱い

1 本取扱いの目的

この取扱いは、函館市企業局（以下「局」という。）が発注する工事を請け負う建設業者が、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成 20 年 10 月 17 日付け国総建第 196 号，国総建整第 153 号）に基づく地域建設業経営強化融資制度（以下「地域建設業経営強化融資制度」という。）または「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成 11 年 1 月 28 日付け建設省経振発第 8 号）に基づく下請セーフティネット債務保証事業（以下「下請セーフティネット債務保証事業」という。）を活用する場合に、函館市企業局工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 5 条第 1 項ただし書の規定による工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾をする場合等の事務取扱いに関し必要な事項を定めるものである。

2 本取扱いの対象工事

本取扱いの対象となる工事は、次に掲げる工事を除いた工事とする。ただし、地域建設業経営強化融資制度を活用する場合は、(1)の工事であっても債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が 1 年未満であるものについては対象とする。この場合においては、債権譲渡は一括して行うこととし、年度毎の分割譲渡は認めないものとする。

- (1) 債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事で、当該年度が最終年度でない工事
- (2) 履行保証を付した工事で、役務的保証を必要とする工事
- (3) 受注者の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

3 債権譲渡の対象となる債権

本取扱いの対象となる債権は、受注者が局に対して有する工事請負契約の支払請求権とし、5に定める時点以降に債権譲渡の承諾ができるものとする。

4 譲渡債権の範囲

債権譲渡の金額は、請負工事が完成した場合は、請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金の支払額および本件工事請負契約により発生する局の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合には、でき形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金の支払額および本件工事請負契約により発生する局の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、設計変更等により請負代金額に増減が生じた場合は、譲渡債権の金額は変更後のものとする。

5 債権譲渡を承諾する時点

(1) 地域建設業経営強化融資制度

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

(2) 下請セーフティネット債務保証事業

当該工事の出来高が、前払がなされた金額以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾に当たっての出来高（債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事については、最終年度の出来高予定額に対する出来高。ただし、2ただし書きに定める工事については、当該工事全体に対する出来高。）の確認については、工事旬報等の現在日出来高に請負代金額を乗じて得た額により行うことができるものとする。

6 債権譲渡を承諾する債権譲渡先

受注者が、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）または別紙の一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者に対して債権譲渡を行

う場合に、当該債権譲渡を承諾することができるものとする。

7 債権譲渡の承諾依頼および留意事項

公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、債権譲渡の承諾依頼の申請を受け
る場合には、次の各号に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を受注者から提出
させ、それぞれ各号に定めるところにより内容の確認を行うものとする。

なお、契約の相手方が代理人である場合（契約書に支店長印等を押印している場合）
で、当該代理人から申請書類が提出されたときは、当該代理人が債権譲渡の権限を有
しているかどうか、委任状等により確認するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（別記第1号様式（2ただし書きに定める工事については別
記第1-1号様式）又は別記第2号様式） 3通

譲渡債権の金額が工事請負契約に基づき受注者が請求できる債権金額と一致して
いることを確認すること。

- (2) 受注者と債権譲渡先の調印済みの債権譲渡契約証書の写し1通

債権譲渡契約については、管理者の承諾を得ることを停止条件とした停止条件付
債権譲渡契約であることを確認すること。

- (3) 工事旬報等出来高の確認できる書類1通

工事の出来高が5に定める額以上であることを確認すること。

- (4) 保証契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要
とされている場合は、当該譲渡に関する保証人等の承諾書1通

承諾内容等に誤りがないか確認すること。

- (5) 下請負人等への支払状況および支払予定を記載した支払状況・支払計画書（別記
第3号様式） 1通

債権譲渡の承諾の申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況
および融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画が適正である
ことを確認すること。

8 債権譲渡の承諾手続等

- (1) 管理者は、受注者から申請書類を受理した日から7日以内（期間の末日が函館市の休日を定める条例（平成3年3月20日条例第2号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、当該休日以後最初の休日でない日とする。以下「交付期限」という。）に債権譲渡承諾書（別記第1号様式（2ただし書きに定める工事については別記第1-1号様式）又は別記第2号様式）により承諾するものとする。この場合、債権譲渡承諾書2通を受注者に交付するものとする。
- (2) 管理者は、やむを得ない事由により交付期限までに受注者に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合には、その旨を速やかに受注者に連絡することとする。
- (3) 管理者は、(1)の債権譲渡の承諾を行った場合は、債権譲渡整理簿（別記第4号様式）に承諾の状況を記載するものとする。
- (4) 管理者は、2による対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合は、承諾を行わないことについて決定し、速やかに債権譲渡不承諾通知書（別記第5号様式）により受注者に通知するものとする。
- (5) 管理者は、債権譲渡に係る書類を、契約関係書類と一体として保管するものとする。

9 融資時の出来高確認

融資時に譲渡債権の担保価値を査定するために行う出来高確認については、債権譲渡先が行うこととし、事前に工事出来高確認協力依頼書（別記第6号様式）を提出させることとし、工程に支障のない範囲で現場内への立入りを承認するものとする。

10 融資実行報告書等の提出

- (1) 管理者は、債権譲渡の承諾後、受注者および債権譲渡先が金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書（別記第7号様式（2ただし書きに定める工事については別記第7-1号様式））を提出させるものとする。

(2) 管理者は、受注者が、当該工事の未完成部分に係る融資を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、速やかに公共工事金融保証証書の写しを提出させるものとする。

11 債権譲渡に係る完成払代金の支払等

(1) 債権譲渡に係る完成払代金の支出命令書・請求書兼領収書における債権者の欄には、債権譲受人であることを記載させるものとする。また、摘要欄には「地域建設業経営強化融資制度による融資のための債権譲渡」又は「下請セーフティネット債務保証事業による融資のための債権譲渡」である旨を記載するものとする。

(2) 債権譲受人から提出される請求書には、8の(1)の債権譲渡承諾書の写しを添付させるものとする。

12 留意事項

本債権譲渡が行われた場合は、受注者および債権譲渡先は契約書に定められた部分払（2ただし書きで定める工事については、会計年度末における部分払を除く。）を請求できないものとする。なお、2ただし書きで定める工事については、最終年度の前払金についても請求することができないものとする。

また、債権金額の請求および支払は、契約の履行確認後でなければ行えないものとする。

13 その他

(1) この取扱いは、平成23年4月1日から施行する。

(2) この取扱いは、施行日以後締結される工事請負契約に係る請負代金債権および施行日前に締結された工事請負契約であって施行日において請負代金債権が支払われていないものについて適用し、既に請負代金債権が支払われたものについては、なお従前の例による。

(3) この取扱いのうち、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱は令和13年3

月31日までの間に限り行うものとする。

別紙

一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者

記

1 北保証サービス株式会社

住所 北海道札幌市中央区北4条西3丁目1番地

電話 011-241-8654

2 株式会社建設経営サービス

住所 東京都中央区築地5丁目5番12号

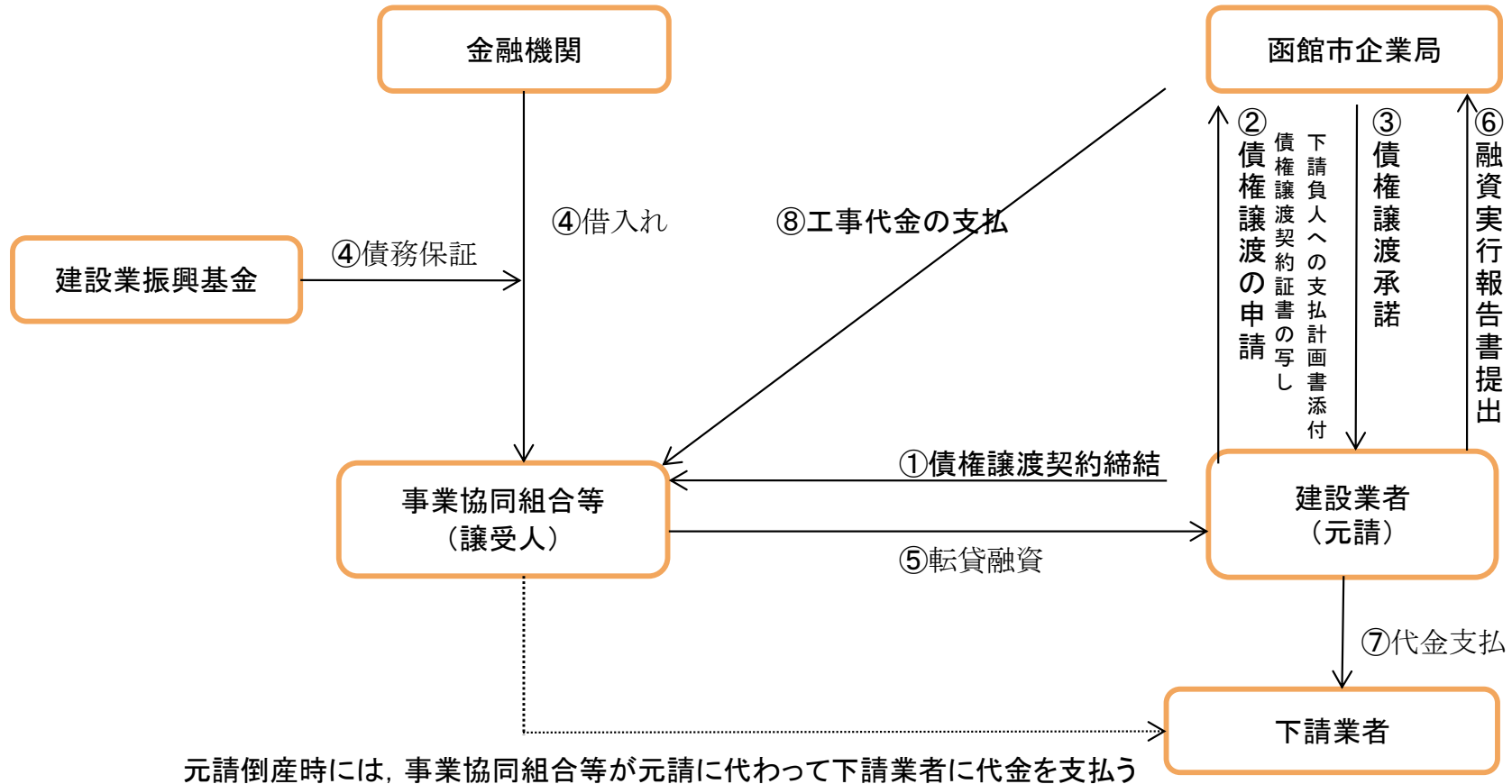
電話 03-3545-8523

3 株式会社建設総合サービス

住所 大阪府大阪市西区立売堀2丁目1番2号

電話 06-6543-2848

下請セーフティネット債務保証事業



地域建設業経営強化融資制度

